

令和7年(令和6年分)所得の確定申告について

申告期間 : 2月17日(月)～3月17日(月) ※土日及び祝日は除く

(受付時間: 午前 8 時30分～正午、午後 1 時～午後 5 時まで) ※ 3 月 17 日(月)は午前中のみ

受付会場 役場本庁舎 1 階 大会議室 (正面玄関入って右側)

※役場分庁舎では確定申告受付を行いません。確定申告を行う際は役場本庁舎までお越しください。

※申告内容が複雑な場合は、鯉沢税務署での申告をお願いする場合があります。ご了承ください。

所得税の申告 (確定申告) が必要な方

【給与所得の方】

- ・給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ・給与の支払いを2カ所以上から受けている方
- ・給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
- ・年末調整をしていない方

【公的年金などの雑所得のみの方】

- ・公的年金等の雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方。

※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は所得税の確定申告は必要ありません。

ただし、上記の場合においても「町民税・県民税・国民健康保険税申告書」の提出は必要です。

【事業所得・不動産所得・譲渡所得など上記以外の方】

- ・1年間の合計所得金額が所得控除額の合計を超える方 (詳しくは国税庁HPをご確認ください)

税務署・南部町では会場に来場しなくても、パソコンまたはスマートフォンからインターネットを通じて申告手続きが完了できる e-Tax のご利用を推奨しています。

e-Tax なら早期に還付されます！



←スマホはこちらから

町民税・県民税・国民健康保険税の申告について

町民税・県民税・国民健康保険税申告書の提出が必要な方

- ・町から「町民税・県民税・国民健康保険税申告書」が送付された方
- ・国民健康保険に加入している方
- ・遺族年金や障害年金などの非課税年金のみ受給している方
- ・扶養されている方や病気、失業、学生などで前年中に収入がなかった方

※申告書がお手元に届いた方は例年どおり提出をお願いします。町申告のみの方は郵送での提出にご協力ください。

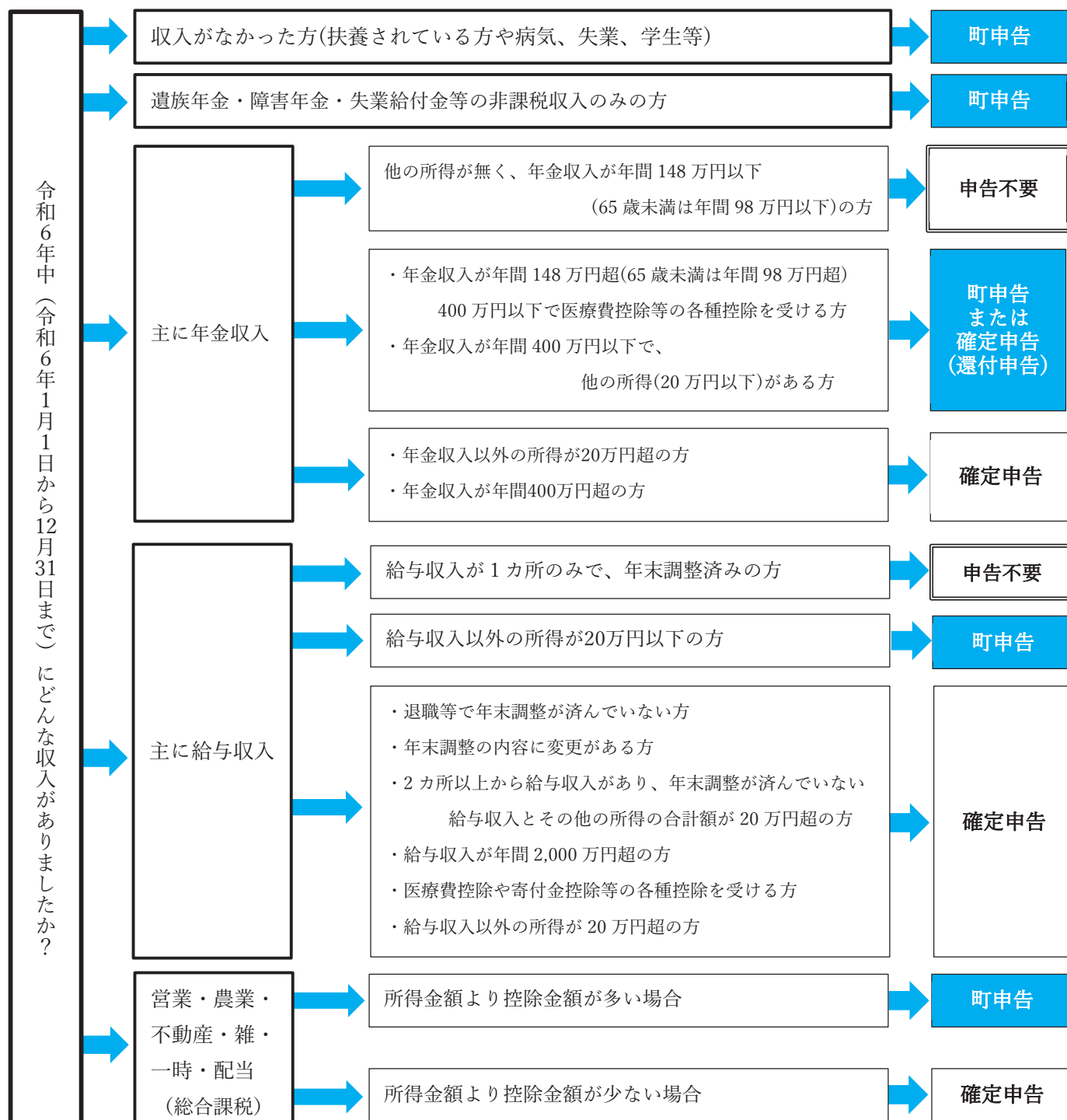
○郵送での提出先 〒409-2192 南部町福土28505-2 南部町役場 税務課宛

町民税・県民税・国民健康保険税申告書が町から送付されない方

公的年金所得があり、令和6年度の町民税・県民税が非課税であった方には、「町民税県民税・国民健康保険税申告書」(青い町申告書)は送付いたしません。ただし、令和6年中に事業所得や一時所得などが生じ、所得が増額した方は「町民税・県民税・国民健康保険税申告書」の提出が必要な場合があります。ご不明な点がございましたら、税務課(☎66-3404)までお問い合わせください。

申告簡易フローチャート

※このフローチャートは簡易的に申告が必要か判断するものですので、ご不明点などございましたら
税務課までお問合せください。



・所得税の還付申告を受ける場合は、上表にかかわらず確定申告が必要です。また、確定申告をされた場合は町申告書の提出は不要です。

◆申告をしないと…

- ・賦課資料がないため、公営住宅や児童手当、保育料、私学助成、融資関係などの手続きに必要な所得証明書等の発行ができません。
- ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の算定資料となります。申告をしないと軽減制度の適用等を受けることができません。

税理士による無料申告相談

～申告書作成会場以外でも、次の日程で無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期 間	会 場	所 在 地
1月31日(金)	市川三郷町役場本庁舎 1階大会議室	西八代郡市川三郷町市川大門1790-3
2月 4日(火)	南部町役場南部分庁舎 1階会議室	南巨摩郡南部町内船4473-1
2月 5日(水)	身延町総合文化会館 1階メディアルーム	南巨摩郡身延町波木井407
2月 6日(木)	富士川地方合同庁舎 2階会議室	南巨摩郡富士川町鯉沢1760-1
時 間	対 象 者(注1)	事 前 申 込
(午前)10時から正午まで (午後)1時から4時まで 【事前申込をお願いします】	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者(注2)	○ 令和6年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。 ○ オンラインによる事前申込は、令和7年1月9日(木)から可能となります。 詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。 なお、税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。 ○ オンラインによる事前申込サイトの操作方法についてのお問合せは、【050-1722-2206】 (受付時間:平日午前10時～正午、午後1時～午後4時)へお願いします。
そ の 他 ○ 持ち物については、「申告書作成会場の開設について」の「お持ちいただきたいもの」を参照してください。 ○ 申告書等の提出のみの場合は、鯉沢税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。 ○ 一部、当日入場整理券の配付を行います。無くならず次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。		事前申込サイト 下記のいずれかのサイトから事前申込をお願いいたします。 無料申告相談専用 LINE事前申込  Web事前申込 

(注)1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和5年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

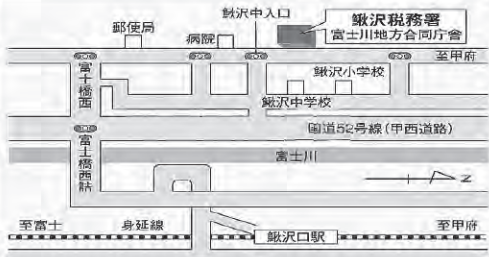
申告書等の郵送での提出先は東京国税局業務センター甲府分室です

郵送で提出

【宛先】〒400-8541 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎
東京国税局業務センター甲府分室(鯉沢税務署)

申告書作成会場の開設について

～原則、ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます～

開 設 期 間	会 場	所 在 地	時 間
令和7年2月17日(月)～ 3月17日(月) (土、日及び祝日を除きます。)	鯉沢税務署	南巨摩郡富士川町鯉沢1760-1 富士川地方合同庁舎3階	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から午後5時まで
お持ちいただきたいもの			案 内 図
① マイナンバーカード ※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。 ・運転免許証や公的医療保険の被保険者証等の身元確認書類 ・通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写し等のマイナンバーが分かる書類 ② マイナンバーカード発行時に、ご自身で設定した次のパスワード ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ③ スマートフォンまたはタブレット ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類			
事 前 準 備			
❗ 来場前			
に、マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携の事前準備をお願いしております。 詳しくは、表面をご覧ください。			
入 場 整 理 券			
○ 混雑回避のため、申告書作成会場への入場には入場整理券が必要です。 ○ 当日、申告書作成会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お並びいただく場合があります。 また、入場整理券の配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があるため、お並びいただいても入場整理券を取得することができない場合があります。 ○ 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。 ○ 申告書等の提出のみの場合は入場整理券は不要です。			LINEで事前発行 ・ LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して取得できます。 ・ 当日並ばずに事前に取得できます。 友だち追加はこちらから→ 